



日本高野連発第20-0047号
令和2年12月11日

都道府県高等学校野球連盟
会長、理事長、専務理事、代表理事 殿
加盟校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責任教師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 八 田 英



指導者に関するガイドラインについて（通達）

平素は高校野球の発展にご尽力いただき誠にありがとうございます。

昨今、高校野球をはじめスポーツの世界では、周囲を取り巻く環境と社会情勢が共に急速に変化してきており、競技団体のガバナンスやコンプライアンス遵守の姿勢がより求められる状況になってきております。

学生野球では従前より日本学生野球憲章を定め、教育の一環という理念のもと、ガバナンス、コンプライアンス遵守にも取り組んでまいりました。

このたび、12月4日の理事長・専務理事会議でもご説明しましたが、本日開催された日本学生野球協会理事会で「指導者に関するガイドラインについて」が定められました。

本ガイドラインの趣旨は、部員が野球を通じて人格形成を目的とする高校野球において、指導者の果たす役割は非常に大きなものがありますが、これまで指導者に関して明文化したものがなかったため、その指導者に関する解釈を明確にしたことです。

このことにより、これまで以上にガバナンスを強化し、学生野球の健全な発展に資することを目的としています。

各都道府県高等学校野球連盟、加盟校におかれましては、別紙資料をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以 上